

## 6 月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第53号を発行させていただきます。

先月は、まだ5月というのに暑い日が多く、熱中症で病院に搬送される方も多くいたようです。暑さ対策を早めからしておかないといけませんね。

今月は、城北公園内にある花菖蒲園に行ってきた際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、城北公園内の花菖蒲園で撮影した花菖蒲です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**平成29年度税制改正について その3、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その3**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 平成29年度税制改正について その3

平成29年度税制改正法案「所得税法等の一部を改正する等の法律」が3月27日に可決・成立し、原則4月1

日より施行されることになりました。今月も引き続き税制改正の内容のうち重要と思われるものをピックアップしてお伝えさせていただきます。

## 酒税改革

## ①税率構造の見直し

- 税率の見直しは、消費者や酒類製造者への影響に配慮して、十分な経過期間を確保しつつ段階的に進めます。
- 今回の改革は、**厳しい財政状況や財政物資としての酒類の位置付け等を踏まえ、**税収中立で行います。
- 税率の段階的な見直しは、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案した上で実施します。

## ビール系飲料

(注) 税率は1KL当たり 青字は350ml換算

	ビール	発泡酒*	新ジャンル
現在	22万円 77円	13.425万円 46.99円	8万円 28円
H32.10 月	20万円 70円	13.425万円 46.99円	10.8万円 37円
H35.10 月	18.1万円 63.35円	13.425万円 46.99円	13.425万円 46.99円
H38.10 月	15.5万円 54.25円	15.5万円 54.25円	15.5万円 54.25円

\* 麦芽比率25%未満の発泡酒に係る税率

清酒・果実酒

(注) 税率は1 KL 当たり

	清酒	果実酒*
現在	12 万円	8 万円
H32.10 月	11 万円	9 万円
H35.10 月	10 万円	10 万円
H38.10 月	10 万円	10 万円

チューハイ等

(注) 税率は1 KL 当たり 青字は 350ml 換算

	チューハイ等	低アルコール蒸留酒類*
現在	8 万円 28 円	8 万円 28 円
H32.10 月	8 万円 28 円	8 万円 28 円
H35.10 月	8 万円 28 円	8 万円 28 円
H38.10 月	10 万円 35 円	10 万円 35 円

\*低アルコール分の「蒸留酒類」及び「リキュール」に係る特例税率（下限税率）



(写真は、城北公園内の花菖蒲園で撮影した花菖蒲です)

②ビール系飲料の定義の見直し

○地域の特産物を用いた地ビールの開発を後押しする観点や、外国産ビールの実態を踏まえ、平成 30 年 4 月 1 日に、麦芽比率要件の緩和（67%→50%）や副原料の範囲の拡大（果実や一定の香味料を追加）を行いま

す。

○ビール系飲料の税率一本化に向けて、新ジャンルのほか、将来的に開発されうる類似商品も含めてその対象に振り込めるよう、ホップを原料の一部とする商品や、苦味価や色度が一定以上の商品を発泡酒の定義に追加することとし、ビール系飲料の第 2 段階の税率見直しとあわせて、平成 35 年 10 月 1 日より実施します。

(現行)

品目等	定義	税率(350ml 換算)
ビール	・麦芽・ホップ・水・法定副原料のみ使用 ・麦芽比率 67%以上	77.00 円
発泡酒	・麦芽を使用	46.99 円
新ジャンル	・エンドウたんぱく・ホップを使用 ・発泡酒（ホップ使用）に麦スピリッツを混和	28.00 円
その他の発泡性酒類	・その他（チューハイ類）	28.00 円

(見直し) \*税率は平成 38 年 10 月時点

品目等	定義	税率(350ml 換算)
ビール	・麦芽・ホップ・水・ <u>法定副原料（一部拡大）</u> のみ使用 ・麦芽比率 <u>50%</u> 以上 *下線部分は H30.4.1 施行	54.25 円
発泡酒	・麦芽を使用 ・ <u>ホップを使用</u> （*現行の新ジャンルは全て該当） ・ <u>その他のビール類似商品（苦味価・色度一定以上）</u> *下線部分は H35.10.1 施行	54.25 円
その他の発泡性酒類	・その他（チューハイ等）	35.00 円

今月は酒税について取り上げさせていただきました。国に入ってくる酒税の総額が現状と変わらないようにす

ることを前提に酒税改革を行いますので、税率の高いビールは、徐々に下がる一方、発泡酒や第三のビール等は、徐々に上がっていきます。どの種類を好んで飲んでいるかによって受け取り方は違うと思いますが、税率が高くなる時には大量に購入してお店に在庫が少なくなるという状況になってしまうかもしれませんね。

#### 【参考文献】

- ・財務省発行のリーフレット 「平成 29 年度税制改正」



(写真は、城北公園内の花菖蒲園で撮影した花菖蒲です)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

#### 法人設立手続き関連

日経新聞に「法人設立電子で一括 輸出入時間かけずに 経産省」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・法人設立に必要な手続きを一括してオンラインで可能にする方針を打ち出し、関連法改正に向けて法務省と調整する。
- ・民事再生など裁判所の手続きの電子化も進める。
- ・起業の際に必要な電子データによる定款の認証では、手続きに公証役場に赴かないといけない。法務局への印鑑届出や法人の電子証明書の申請は書面で提出する必要がある。
- ・経産省はすべての手続きをオンラインでできるようにするため、公証人法の改正や商業登記規則の改定を前

提に法務省と協議する。

などと書かれておりました。

\*法人設立が電子で行えるようになれば、その手続きにかかっていた時間をかなり短縮できるので、早く利用できるようにしていただきたいです。

#### 固定資産税関連

日経新聞に「空き店舗に課税強化 政府方針 地方の商店街再生」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・地方の商店街を活性化させるため、空き店舗への課税を強化する方針を盛り込んだ。
- ・立ち退きを促しつつ、意欲ある出店希望者への売却や貸し出しにつなげる狙いがある。
- ・基本方針では、地方の空き店舗の活用について「積極的に取り組む地方公共団体や商店街を支援する」との方針を明記した。
- ・人が住んでいる商店街の店舗は税制上、住宅として扱い、固定資産税が最大で6分の1に減税される。政府は、空き店舗となった場合は特例対象から外し、事実上増税することを検討する。

などと書かれておりました。

\*地方の商店街の空き店舗への固定資産税の増税をするだけでは、活性化策は不十分なように思います。



(写真は、城北公園内の花菖蒲園で撮影した花菖蒲です)

#### 4 習慣をちょっと変えてみる その3

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回も、ストレス緩和につながる内容として「習慣をちょっと変えてみる」ことをご紹介します。

##### いらないものを捨てる

参考文献には

- ・私たちは、物事がうまくいかないとき、「何かが足りない」と思ってしまいがちです。でも、今の状況を変えたいなら、何かを「得る」よりもまず「手放す」ことが先。禅的生活の基本は、ここにあります。
- ・執着を捨てる。思い込みを捨てる。持ち物を減らす。シンプルに生きるとは、心や体の荷物を捨てることでもあります。
- ・心の荷物でも、体の荷物でも、身の回りの荷物でも、手放す・捨てるという行為は、なかなか難しいものです。
- ・物事の流れをよくし、軽やかに生きたいのであれば、まずは手放すことから始めてください。手放した瞬間、新たに入ってくるのは「豊かさ」です。

などと書かれています。

今回取り上げた「いらないものを捨てる」は、私の苦手なことの1つです。つい使ったことがあるだろうと思い、手放せずに残ってしまっていることが多いです。

仕事でも取引歳の申告書を作成するにあたって必要な書類をコピーしてもらって事務所に持ち帰って作業することが多いので、書類が溜まってしまいがちです。それでまとまった休みになるGW休みや年末年始の休みを利用して処分しておりますが、ここまで書類を溜めずに1カ月に1~2回のペースで要らなくなった書類を処分していこうかとの記事を書きながら思っています。

処分してスペースがスッキリすると心も軽くなるので、この状態が長く続くように「いらないものを捨てる」を実践していきたいと思います。

今回も紙面のスペースの関係で、一つしかご紹介でき

ませんでしたが、また次回に別の内容をご紹介します。

##### 【参考文献】

- ・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野俊明(ますのしゅんみょう) 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

#### 5 編集後記

今月の事務所便りの写真で紹介している城北公園の花菖蒲園に行ってきました。

城北公園に行ったことはあったのですが、花菖蒲園を訪れるのは初めてでした。7割ぐらいの花菖蒲が咲いていたので、いい時に訪れることができ、写真撮影にはちょうど良かったです。

下の写真は、花菖蒲園を出たところで花の販売をしているスペースがあり、そこで小さいサイズの山あじさいがあったので買ってきました。家にあった鉢に寄せ植えをして事務所で観賞用として育てていくつもりです。

あじさいが好きなので、枯らさずにうまく育てられればいいのですが。

もう少しすれば、あじさいの花も見頃になってくるでしょうから、時間があればあじさいを見に行きたいなと思っております。



今月も最後までお読みいただきありがとうございました。